

[事案 17-21] 配当金支払無効・契約者貸付無効確認請求

- ・平成 17 年 11 月 24 日 裁定申立受理
- ・平成 19 年 3 月 26 日 和解成立

< 事案の概要 >

元妻が契約者である自分に無断で行った契約者貸付、配当金引出しを無効とし、保険契約を継続してほしいとして申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

離婚後に、元妻が契約者である自分に無断で契約者貸付および配当金引出(請求書扱い、生保カード引出)を行っていたことが判明した。一部元妻が返済しているが、自分には全く身に覚えがなく、各手続きにおける会社の取扱い不備が原因である。元妻が勝手に行った契約者貸付、配当金引出しは無効である。

< 保険会社の主張 >

契約者貸付等について申立人が認識していなかったものとは認め難く、また仮に申立人の主張どおりであるとしても、以下の理由により本件契約者貸付等はいずれも有効であり、申立人の請求には応じられない。

- (1) 契約者貸付等が書類を介して手続きが行われている場合については、当該申込書等には会社届出印(保険契約申込書上に押印され保険証券上に写撮された印影を写す印鑑)が押印されるとともに、保険証券も提示されている。また、一部を除き基本的に振込口座は申立人名義の銀行口座が指定されている。
- (2) カードを用いて行われた貸付、配当金の引出しに関しては、そもそもカードの交付に際して提出された申込書にも会社届出印が押印され、併せて保険証券も提示されている。送金指定口座も申立人の名義のものであり、本件カードは当時の申立人の登録住所に送付されており、さらに手続き当時は申立人と元妻は夫婦であった。また、貸付等は申立人に交付された本件カードを用い、自動取扱機において暗証番号を照合の上で行われた取引であることから、元妻が本件カードを使用して貸付等を受けたとしても、申立人はその使用を事前に認めていたものとしか考えられない。
- (3) 仮に契約者貸付等が元妻によって申立人に無断でなされたものであったとしても、契約者貸付は経済的実質において保険金または解約返戻金の前払いと同視でき、保険会社が当該制度に基づき貸付を実行した場合には準占有者の弁済(民法 478 条)が類推適用される。また配当金の支払いについては、約款上の債務の弁済であり民法 478 条の適用が認められる。そして本件各貸付等においては、会社届出印の照合および保険証券の提示による確認等が行われており、保険会社に過失は認められないから効力を申立人に主張することが出来る。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は申立書、答弁書等にもとづき審理を進めるとともに、会社より事情聴取を行い、和解の余地を探ったところ、会社側から「申立人が解決金の支払義務を認め会

社に支払う、和解締結時に契約者貸付の返還債務が存在しないことを確認する、和解締結時までの配当金支払いが既に支払済みであることを確認する」との和解案が提示された。同案を申立人に提示し了解が得られたことから、和解契約書の調印をもって円満に解決した。